

申込人資格要件について

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者（令和6年能登半島地震による災害に関し、災害救助法の適用を受け、かつ中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定により経済産業大臣の指定を受けた石川県の地域内に事業所を有するものに限る。）。

- (1) 保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること
- (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること
- (3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること
 - ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- (4) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和6年以降に発生した災害のうち、石川県内を災害関係保証の適用地域に含むものに限る。）を受けたこと